

青森市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
主な制定内容

第1章 総則	
趣旨	1条 この条例は、子ども・子育て支援法に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める。
一般原則	2条 特定乳児等通園支援事業者は、子どもの健やかな成長に適した環境確保を目指し、子どもの意思と人格を尊重し、子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するよう努めなければならない。
第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準	
利用定員	3条 1時間当たりの利用定員等を定めるものとする。
面談	4条 支援の提供開始前に、保護者と面談（オンライン可）を行い、子ども及び保護者の心身の状況等を把握しなければならない。面談に当たっては、重要事項を記載した文書を交付・説明し、保護者の同意を得なければならない。
正当な理由のない提供拒否の禁止	5条 正当な理由がなければ利用の申込みを拒んではならない。
あっせん及び要請に対する協力	6条 利用に関する市のあっせんや要請に協力するよう努めなければならない。
乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認	7条 支援の提供開始前に、乳児等支援支給認定証の記載事項を確認するものとする。
乳児等支援給付認定の申請に係る援助	8条 乳児等支援給付認定を受けていない保護者には、速やかに認定申請が行われるよう援助を行わなければならない。
心身の状況等の把握	9条 子ども及び保護者の心身の状況等の把握に努めなければならない。
特定教育・保育施設等との連携	10条 教育・保育施設等との円滑な接続のため、教育・保育施設等との連携に努めなければならない。
特定乳児等通園支援の提供の記録	11条 支援を提供した日時、内容などを記録しなければならない。
支払	12条 支援に係る費用の他、保護者から文書等による同意を得た上で、食費等の実費の支払を受けることができる。
乳児等支援給付費の額に係る通知等	13条 保護者に対し、乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

議案第68号関係資料2

特定乳児等通園支援の取扱方針	14条	保育所保育指針に準じ、子ども及び保護者の心身の状況等に応じ適切に支援を提供しなければならない。
特定乳児等通園支援に関する評価等	15条	自ら支援の質を評価するとともに、定期的に外部の者による評価を受け、常に改善に努めなければならない。
相談及び援助	16条	子ども及び保護者の心身の状況等の把握に努め、相談に適切に応じ、必要な援助を行わなければならない。
緊急時等の対応	17条	職員は、子どもの体調急変時などは、速やかに保護者や医療機関への連絡等の必要な措置を講じなければならない。
乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知	18条	保護者が不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受けた場合等は、認定した市町村に通知しなければならない。
運営規程	19条	運営についての重要事項に関する規程を定め、保護者に周知しなければならない。
勤務体制の確保等	20条	事業所ごとに職員の勤務体制を定めるとともに、職員の研修の機会を確保しなければならない。
利用定員の遵守	21条	1時間当たりの利用定員を超えて支援の提供を行ってはならない。
掲示等	22条	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要等の重要事項を掲示するとともに、インターネットで公開しなければならない。
乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則	23条	子どもの国籍、信条、社会的身分又は支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。
虐待等の禁止	24条	職員は、虐待その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
秘密保持等	25条	職員及び職員であった者は、業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
情報の提供等	26条	保護者が適切に事業者を選択できるよう、情報提供に努めなければならない。また、虚偽・誇大な広告をしてはならない。
利益供与等の禁止	27条	利用者の紹介を受けること等の対価として、他の事業者等と利益の授受をしてはならない。
苦情解決	28条	苦情に迅速・適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置等必要な措置を講じなければならない。

地域との連携等	29 条	地域住民等との連携・協力を行うなど、地域との交流に努めなければならない。
事故発生の防止及び発生時の対応	30 条	事故発生防止の指針、体制を整備し、職員に対する研修等を定期的に行わなければならない。事故発生時は市や家族に連絡し、事故の状況やとった措置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償しなければならない。
会計の区分	31 条	事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。
記録の整備等	32 条	事業所に関する諸記録を整備し、支援の提供に関する記録等は 5 年間保存しなければならない。
第 3 章 雑則		
電磁的記録等	33 条	事業を実施する際に作成する文書等について、書面に代えて電磁的記録により行うことができる。
附則	施行日	令和 8 年 4 月 1 日